

有効期間 5 年（令和 9 年 12 月 31 日まで）

令和 4 年 11 月 2 日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長
（ 交 通 企 画 課 ）

自転車安全利用の促進について（通達）

自転車安全利用に関しては、これまでも、「自転車安全利用の促進について」（平成19年7月10日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定。以下「旧交通対策本部決定」という。）に基づいて広報啓発等を推進してきたところである。

また、自転車の基本的な交通ルールの周知等に当たっては、旧交通対策本部決定の「自転車安全利用五則」を活用することとしていたところ、本年4月27日、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化等を内容とする改正道路交通法が公布されたことを機会に、自転車に関する交通秩序の更なる整序化を図り、自転車の安全利用を促進するため、本年11月1日、「自転車安全利用の促進について」（令和4年11月1日付け中央交通安全対策会議交通対策本部決定。以下「新交通対策本部決定」という。）が決定され、併せて「自転車安全利用五則」が見直された。

今後、自転車安全利用に係る各種施策については、新交通対策本部決定に則り推進するとともに、自転車の交通ルールの広報啓発に当たっては、別紙のとおり新たな「自転車安全利用五則」を活用することとされたい。

（ 本件担当
法令関係 企画第一係
安全教育関係 安全第二係  ）

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用